

8文宗務第91号
令和8年7月2日

各都道府県宗教法人事務担当課長 殿

文化庁宗務課長
前 田 幸 宣

宗務行政の適正な遂行について（通知）

各都道府県の宗教法人関連事務の御担当部局（以下「各都道府県宗教法人事務担当課」という。）におかれては、日頃より宗教法人に関する事務の適正な実施に努めていただいております。改めて感謝申し上げます。

本年3月6日に「宗務行政の適正な遂行について（通知）」（7文宗務第370号）により通知したことに関し、同通知に記載した東京高等裁判所による決定（以下「東京高裁決定」という。）に対する特別抗告について、同年6月22日に最高裁判所において棄却する決定（最高裁判所第三小法廷（令和8年（ク）第407号）【別添】）がなされておりますので、お知らせします。

先に、7文宗務第370号においては、東京高裁決定において、宗教法人の信者が、長期間にわたり、継続的に、同法人の財産的利得を目的として、献金の獲得や物品販売に当たり、多数の者を不安又は困惑に陥れ、相手方の自由な意思決定に制限を加えて、相手方の正常な判断が妨げられる状態で献金又は物品の購入をさせて、多数の者に多大な財産的損害、精神的犠牲を余儀なくさせ、その親族を含む多数の者の生活の平穩を害する行為をしたとして、「宗教法人について」同号に規定する解散命令事由があるとの文部科学大臣の主張が認められ、宗教法人法第81条第1項第1号に規定する解散命令事由の趣旨が一層明らかとなった旨通知しております。

このたびの最高裁決定では、過去に宗教法人の解散命令の憲法適合性について判断を示した最高裁判所平成8年1月30日決定（最高裁判所第一小法廷（平成8年（ク）第8号）民集50巻1号199頁）を参照し、解散命令は、宗教法人の法人格を喪失させる効果を有するにとどまり、信者の宗教上の行為を禁止・制限する法的効果を一切伴わないものの、解散命令が確定したときはその清算手続が行われ、宗教法人に帰属する財産で礼拝施設その他の宗教上の行為の用に供していたものも処分されることになり、信者らがこれらの財産を用いて宗教上の行為を継続することにより何らかの支障が生ずることがあり得ることから、憲法の保障する精神的自由の一

つとしての信教の自由の重要性に思いを致し、憲法がそのような規制を許容するものかどうかを慎重に吟味しなければならないと改めて判示しました。

その上で、本決定では、解散を命じられた宗教法人の信者が、長期間にわたり、不法行為に該当する献金の勧誘行為を継続的に行うなどし、多数の者に極めて多額に上る財産的又は精神的損害を与えたもので、上記不法行為は、解散を命じられた宗教法人が、日本の信者らが無理をしてでも世界の国々のために経済的援助をすべきとの教義の創始者等の方針を踏まえ、信者らに対し、社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法、態様による勧誘では達成できないような数値目標を定めて献金の勧誘を求めるなど、組織的な関与の下に行われたものであることや、解散を命じられた宗教法人は、信者らによる不相当な献金の勧誘行為を防止するための実効性のある措置をとっておらず、今後も、信者らに対し、社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法、態様による勧誘では達成できないような数値目標を定めて献金の勧誘を行うよう求めるおそれがあり、その場合、信者らは、上記勧誘行為を行う可能性が高いとの事実関係に基づき、解散命令によって宗教団体やその信者らの精神的、宗教的側面に及ぼす影響を考慮しても、同解散命令は、解散を命じられた宗教法人の行為に対処するために必要でやむを得ないものであるということができると判示しています。

このことによる7文宗務第370号の内容の変更はございませんが、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、改めて、同通知により依頼した消費生活センターの担当部署等の相談機関との連携協力をする等、日頃から可能な限り宗教法人に関する情報の把握に努めていただくようお願いするとともに、上記の判断が示されたことを御了知いただき、宗務行政の一層の適正な遂行の実施に努めて頂くよう、引き続きの御対応をお願いいたします。

また、文化庁では今般の司法の判断について、各文部科学大臣所轄宗教法人代表役員宛て周知を行ったところですので、貴都道府県におかれても、所轄の宗教法人に対し同様の周知を行っていただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

(本件問合せ先)

文化庁宗務課

電話：03-5253-4111

E-mail：syuumu@mext.go.jp

令和 8 年（ク）第 4 0 7 号 宗教法人解散命令申立事件

令和 8 年 6 月 2 2 日 第三小法廷決定

主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

第 1 抗告代理人福本修也ほかの抗告理由第 4 について

1 所論は、宗教法人である抗告人について宗教法人法（以下「法」という。）81 条 1 項 1 号に該当する事由があるとして抗告人を解散とした原々決定（以下「本件解散命令」という。）及びこれに対する即時抗告を棄却した原決定は、抗告人及びその信者らの宗教活動の自由並びに宗教的結社の自由を侵害し、憲法 20 条 1 項、21 条 1 項に違反する旨をいうものである。

2 法 81 条 1 項 1 号が宗教法人の解散命令の事由として「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」と規定している趣旨は、同号所定の事由がある場合には、宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切となるところから、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わせしめることが可能となるようにすることにあると解されるのであり（最高裁平成 8 年（ク）第 8 号同年 1 月 30 日第一小法廷決定・民集 50 卷 1 号 199 頁参照）、その趣旨に照らし、民法 709 条の不法行為を構成する行為は、法 81 条 1 項 1 号にいう「法令に違反」する行為に当たると解するのが相当である（最高裁令和 6 年（許）第 31 号同 7 年 3 月 3 日第一小法廷決定・民集 79 卷 3 号 997 頁参照）。

そして、解散命令は、宗教法人の法人格を失わせる効力を有するにとどまり、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わないものであるけれども、宗教法人の解散命令が確定したときはその清算手続が行われ（法 49 条

3項、49条の2)、宗教法人に帰属する財産で礼拝施設その他の宗教上の行為の用に供していたものも処分されることになり(法50条参照)、これらの財産を用いて信者らが行っていた宗教上の行為を継続するのに何らかの支障を生ずることがあり得ることから、憲法の保障する精神的自由の一つとしての信教の自由の重要性に思いを致し、憲法がそのような規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならないというべきである(前掲平成8年第一小法廷決定参照)。

3 このような観点から本件解散命令について見ると、原審の適法に確定した事実関係等によれば、抗告人の信者らは、昭和48年から令和4年までの長期間にわたり、不法行為に該当する献金の勧誘行為を継続的に行うなどし、多数の者に極めて多額に上る財産的又は精神的損害を与えたものであり、上記不法行為は、抗告人が、日本の信者らが無理をしてでも世界の国々のために経済的援助をすべきとの抗告人の教義の創始者等の方針を踏まえ、信者らに対し、社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法、態様による勧誘では達成できないような数値目標を定めて献金の勧誘を求めるなど、抗告人による組織的な関与の下に行われたものであるというのであるから、抗告人が、法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたことは明らかである。

そして、原審の適法に確定した事実関係等によれば、抗告人は、信者らによる不相当な献金の勧誘行為を防止するための実効性のある措置をとっておらず、今後とも、信者らに対し、社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法、態様による勧誘では達成できないような数値目標を定めて献金の勧誘を行うよう求めるおそれがあり、その場合、信者らは、上記勧誘行為を行う可能性が高いというのであるから、抗告人の上記のような行為に対処するには、抗告人を解散し、その法人格を失わせることが必要かつ適切であり、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく措置を含め、他に実効性のある手段があるということとはできない。他方、本件解散命令によって宗教団体である世界平和統一家庭連合やその信者らが行う宗教上の行為に何らかの支障を生ずることが避けられないとしても、その支障は、解散

命令に伴う間接的で事実上のものであるにとどまる（前掲平成8年第一小法廷決定参照）。また、解散命令は宗教法人の法人格を失わせる効力を有するにとどまり、法人格を有しない宗教団体として存続することは妨げられないのであるから、本件解散命令が宗教的結社の自由に及ぼす影響についても、同様に間接的で事実上のものであるといえることができる。したがって、本件解散命令は、宗教団体である世界平和統一家庭連合やその信者らの精神的、宗教的側面に及ぼす影響を考慮しても、原告人の行為に対処するために必要でやむを得ないものであるといえることができる。

以上によれば、本件解散命令及びこれに対する即時抗告を棄却した原決定は、憲法20条1項、21条1項に違反するものではない。このことは、当裁判所の判例（最高裁昭和36年（あ）第485号同38年5月15日大法廷判決・刑集17巻4号302頁）の趣旨に徴して明らかである。論旨は採用することができない。

第2 原告代理人福本修也ほかの抗告理由第5について

所論は、宗教法人の解散命令に対する抗告審の手続は、口頭弁論すなわち公開法廷における対審によるべきものであり、口頭弁論を経ないでされた原決定は、憲法32条、82条に違反する旨をいうものである。

法81条1項に基づく宗教法人の解散命令は、宗教法人について同項各号に該当する事由がある場合に、公益の確保の観点から、裁判所が所轄庁等の請求により又は職権で当該宗教法人を強制的に解散するものであり、当事者の主張する実体的権利義務の存否を確定することを目的とするものではないから、その性質は固有の司法権の作用に属しない非訟事件についての裁判であるといえることができ、純然たる訴訟事件についての裁判として口頭弁論を経ることを要するものといえることはできない。そして、解散命令に対する抗告審の裁判も、このような解散命令に対する不服の申立てについての裁判にすぎず、その手続は司法機関により行われ解散命令の手続と相互に関連する一連の手続であるから、同様に口頭弁論を経ることを要するものではないといえるべきである。

したがって、原決定が口頭弁論を経ないでされたことをもって憲法３２条、８２条に違反するということとはできない。このことは、当裁判所の判例（最高裁昭和３７年（ク）第６４号同４１年１２月２７日大法廷決定・民集２０巻１０号２２７９頁、最高裁昭和４１年（ク）第４０２号同４５年６月２４日大法廷決定・民集２４巻６号６１０頁）の趣旨に徴して明らかである。論旨は採用することができない。

第３ その余の抗告理由について

論旨は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、特別抗告の事由に該当しない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官 渡辺恵理子 裁判官 林 道晴 裁判官 石兼公博 裁判官 平木正洋）